

税理士の契約書・領収書に係る印紙税

◆業務契約書

	契約内容	①課税文書に該当するかどうかの判断 ^(注1)			②所属の決定と印紙税額 ^(注1)	
		委任・請負の区分 ^(注2)		7号該当 ^(注3)	2号と7号に該当する場合の契約金額の記載の有無	業務契約書の所属と印紙税額 ^(注4)
		委任 (不課税)	請負 (2号該当)			
個人税理士	税務代理	○	-	-	-	不課税文書
	税務書類の作成	-	○	-	-	2号(記載金額に応じて)
	税務相談	○	-	-	-	不課税文書
	決算書の作成	-	○	-	-	2号(記載金額に応じて)
	税務代理、税務書類の作成、税務相談、決算書の作成(混合契約)	-	○	-	-	2号(記載金額に応じて)
税理士法人	税務代理	○	-	-	-	不課税文書
	税務書類の作成	-	○	○	有 無	2号(記載金額に応じて) 7号(4,000円)
	税務相談	○	-	-	-	不課税文書
	決算書の作成	-	○	○	有 無	2号(記載金額に応じて) 7号(4,000円)
	税務代理、税務書類の作成、税務相談、決算書の作成(混合契約)	-	○	○	有 無	2号(記載金額に応じて) 7号(4,000円)

注1 印紙税は、契約書等が課税文書に該当するかどうかを判断し、その契約書等が2以上の号に該当する場合、一定のルールに従って文書の所属を決定する。

注2 税理士委嘱契約書は、委任に関する契約書に該当するから課税文書に当たらないが、税務書類等の作成を目的とし、これに対して一定の金額を支払うことを約した契約書は、第2号文書(請負に関する契約書)に該当する(印紙税法基本通達別表第1第2号文書17)。

業務契約書モデルの場合、税務書類等の作成の対価として一定の金額を支払うことを約した契約書であるため、第2号文書に該当し、記載金額(税務書類等の作成の報酬)に応じた収入印紙を貼付する必要がある。

注3 印紙税の課税対象となるかどうかは、文書に記載されている個々の内容について判断することから、業務契約書の記載内容によっては、第7号文書に該当する可能性もある(第7号文書に該当するかどうかの要件等については、国税庁ホームページに掲載されている「[印紙税の手引](#)」等を参照する)。

参考 URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/01.htm>

注4 「業務契約書の所属と印紙税額」欄は、税理士法人について、業務契約書が第2号文書と第7号文書に該当することを前提に、契約金額の記載の有無によりどちらに所属が決定するのかを示したものである(個人税理士は、営業者に該当しないため、個人税理士が作成する業務契約書は、第7号文書に該当しない)。

◆領収書

	5万円未満	5万円以上
個人税理士	非課税	非課税
税理士法人	非課税	課税

(例) 顧問料の受取書の場合

- ・税理士法人が作成する受取書のうち、出資者以外の者に交付する受取書は、第17号の1文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書)に該当し、記載金額に応じた収入印紙を貼付する必要がある。
- ・ただし、受取書に記載された受取金額が5万円未満の場合は、非課税文書に該当し、収入印紙の貼付は不要。
- ・個人税理士がその業務上作成する受取書は、「営業に関しない受取書」として取扱われるため、非課税文書に該当し、収入印紙の貼付は不要。